議題1 (委員会決裁事項 (規則第3条第6号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和3年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和3年12月8日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 動産買入れの件(分析システム)
- 2 大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関 する損害賠償の額の決定及び調停の件

○条例案

1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概 要
1	動産買入れの件(分 析システム)	大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校で使用する分析システムの購入 買入れ金額 1億638万9,800円 買入れ先 大研科学産業株式会社
2	大阪府立藤井寺支援 学校における生徒の 負傷事案に係る損害 賠償請求に関する損 害賠償の額の決定及 び調停の件	大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概 要
	職員の期末手当及	令和3年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、期末
	び勤勉手当に関す	手当を引き下げる。
	る条例等一部改正	〔改正前〕 1. 275月
	の件	〔改正後〕令和3年12月期 1.125月
		令和4年 6月期 1.200月
1		令和4年12月期 1.200月
		施行日:公布の日ほか
		[関係条例]
		・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例
		・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
		・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第49号議案

動産買入れの件 (産業教育振興設備)

大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校において使用する分析システムを次のとおり買い入れる。 令和3年11月29日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

買入れ金額 1億638万9,800円

買入れ先 住所 兵庫県加東市上滝野668

名称 大研科学産業株式会社 代表取締役 酒井 一

第52号議案

大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停 の件

平成28年4月25日大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関し、次のとおり損害賠償の額を 決定し、民事調停法(昭和26年法律第222号)第16条の規定により調停に合意する。

令和3年11月29日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

- 1 損害賠償の額 1,329,240円
- 2 調停の相手方及び内容

相手方住所	氏 名		内 容
		1	大阪府は、申立人らに対し、解決金として、金1,329,240円の支払い義務があることを認める。
		2	大阪府は、申立人らに対し、1の金員を、令和4年1月25日限り、相手方が指定する預金口座
	伊藤 朱里		に振り込む方法により支払う。振込手数料は、大阪府の負担とする。
八尾市	上記法定代理人(成年	3	申立人らは、その余の請求を放棄する。
	後見人) 伊藤 紀子	4	調停費用は、各自の負担とする。
		5	申立人らと大阪府は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存しな
			いことを相互に確認する。

大阪 府 条例 第

職 員 \mathcal{O} 期 末 手 当及 び 勤 勉手 当 関 す る 条 例 等 \mathcal{O} 部を改正する条例

(職 員 \mathcal{O} 期 末手当及 \mathcal{U} 勤 勉手当に 関 す る条 例 \mathcal{O} __-部 改正

条 + 五 号) 職 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 期 末手 部 を 当及 次 0 よう CK 勤勉 ĺ 改正 手当 する。 12 関す る条 例 (昭 和三十九年 大阪府条例第

示 す よう 表 \mathcal{O} 改 正 Ē 前 \mathcal{O} る 定 を同 表 \mathcal{O} 改 正 後 \mathcal{O} に掲げ る規定に傍 線 で

2 期末手当をでに、百分の三百十二・五」と、「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十二・五」と、「百分の五十二・五」と、「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とがあり、にあっては「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とがある。第二条(略)第二条(第二年)の九十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十二・五」(四十二)(四十二)(四十二)(四十二)(四十二)(四十二)(四十二)(四十二)	(期末手当) 改正後
第二条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の三十七・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定とめる職員を除く。第五条第二項において「特定とめる職員を除く。第五条第二項において「特定とめる職員を除く。第五条第二項において「特定とめる職員を除く。第五条第二項において「特定機定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員、以下「指定職局」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるそのただし、基準日以前六箇月以内の期間におけるそのただし、基準日以前六箇月以内の期間におけるをでした、基準日以前六箇月以内の期間におけるそのでしたが、本文の規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日の前の方十七・五の書については、同項中「百分の古二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の六十七・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十一・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の三十七・五」と、「百分の百二十七・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の六十七・五」と、「百分の三十七・五」と、「百分の三十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の六十七・五」と、「百分の百十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方十七・五」と、「百分の方針を表別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対	(期末手当) 改正前

第二条 示 す ように 0 表 職 員 0 改正 改正前 \mathcal{O} 期 末手 す る。 の欄 当及 に 掲 び 勤 げ 勉手当に る規定を同 関 表 す る条 \mathcal{O} 改 正 例 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 を に 掲 次 げ \mathcal{O} ょ る 規 う 定に に 改 傍 正 する。 線 で

4-7 (略)

7 五

7 (略) 1 (略)

改正後	
改正前	

2 第

(期末手当)

(期末手当)

(期末手当)

(期末手当)

(期末手当)

(期末手当)

(期末手当)

(リ末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十二・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上である。一項第一号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職局の方ち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項の規定により算出した額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項の規定により算出した額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条の五十七・五回次の百十二・五回次の適用については、同項中「百分の百十二・五回との適用については、同項中「百分の百十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回とあるのは「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回と、「百分の五十二・五回分の五十二・五回と、「百分の五回と、「百分の表回と、「日分の本回と、「日分の本回と、「日分の本回と、「日分の表回と、「日分の本回と、「日子の本回と、「日)の本回と、「日子の本回と、「日子の本回と、「日)の本回と、「日子の本回と、「日子の本回と、「日子の本回と、「日)の本回と、「日子の本回と、

3

般 \mathcal{O} 付 0 採用 等 に関する条例 \mathcal{O} 一部改正)

第三条 七十 号 般 \mathcal{O} \mathcal{O} を次 任期 付 \mathcal{O} 研 いうに 究員 改正する。 \mathcal{O} 採用 等に関 す Ź 条例 (平成 十三年大阪 府 条例 第

示 よう の表 \mathcal{O} 改 正 改正 する。 前 \mathcal{O} る規定を同表 0 改 正後 の欄に掲げる規定に傍線 で

(給与条例等の適用除外等) (給与条例等の適用除外等) (給与条例等の適用除外等)	改正後	
(給与条例等の適用除外等) (給与条例等の適用除外等) (給与条例等の適用除外等)	改正前	

表」とする。
号)第五条第一項及び第二項に規定する給料
に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十

表」とする。
号)第五条第一項及び第二項に規定する給料
号)第五条例(平成十三年大阪府条例第七十

第四条 る。 般職 \mathcal{O} 任 期 付 研 究員 \mathcal{O} 採用等に関する条例 \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} ように改正す

示すように 次 の表 の改正前 改正 する。 の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

(給与条例等の適用除外等) (給与条語を表別等の適用除外等) (給与条語を表別等の適用除外等) (総) (総) (総) (総) (総) (総) (を) (と) (を) (と) <th>改正後</th>	改正後
(略) (略) (略) (略) (第五項中「同項第二号から第五号については、同条第二項及び第五号中でに規定ののは「百分の百十二・活」とあるのは「同項第二号から第五号をでに規定の金条例第二条第二項及び第五項の規定の適当とあるのは「百項第二号から第五号とあるのは「同項第二号が第五項の規定の適当とあるのは「可項第二号が第五項の規定の適当とあるのは「可項第二号が第二号任期付研究第五項中「同項第二号が第二号任期付研究第五項中「同項第二号が第二号任期付研究第五項中「同項第二号が第二号任期付研究第二号に関連を表別等の適用除外等)	改正前

般職の任 \mathcal{O} 部改正)

第五条 十六号) 表の改正前の欄に掲げる規定を同表の)の一部を次のように改正する。一般職の任期付職員の採用等に関するの任期付職員の採用等に関する条例の る条 例 (平成十 四年 大阪 府条例第八

示 すように改正する。 次 の表 る規定を同表の 改正 後 の欄に掲げる規定に傍線で

第八条 (略) 3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及 で勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五号までに規定する給料表」とあるのは「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第二項中項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第二項及び第条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。	改正後
第八条 (略) 3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第二項中、「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第二項中、結判表」とする。	改正前

第六 示す 条 次 ように の表 一般職 の改正前の欄に掲げ 改正 の任 する。 期付職 員の採用等に関する条例の る規定を同 表 \mathcal{O} 改 正後 \mathcal{O} 部を次 欄に掲げる規定に傍線 \mathcal{O} ように改正する。 で

(略) でに規定する給料表」とあるのは「百分の」と、同条第五項中「同項第二号」とあるのは「百分の」と、同条第二項中「同項第二号」と、同条第二項及当に関する条例第二条第二項及当に関する条例第二条第二項及ののののでは、同条第二項及ののののでは、同条第二項及ののののでは、同条第二項及ののののでは、同条第二項及ののののでは、同条第二項及のののでは、同条第二項及のののでは、同条に関すると同様では、同条に関すると同様では、同条に関すると同様では、同条に関すると同様では、同様の関係のは、同様の関係を表して、同様のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係を表して、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係のは、同様の関係を表して、同様の関係のは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、同様ののは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、

及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。 この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は公布の日から、附 則 第二条、 第四条